

家庭用空調契約

平成28年7月1日実施

筑紫ガス株式会社

家庭用空調契約

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の届出及び変更	1
3. 用 語 の 定 義	1
4. 適 用 条 件	1
5. 契 約 の 締 結	2
6. 契 約 期 間	2
7. 使 用 量 の 算 定	3
8. 料 金	3
9. 単 位 料 金 の 調 整	3
10. そ の 他	4

付 則

1. 実 施 の 期 日	5
2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置	5

(別 表)

1. 早 収 料 金 の 算 定 方 法	6
2. 料 金 表	7

1. 目的

この選択約款は、家庭用空調機器の普及を通じ当社の製造供給施設の効率的利用および効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出および変更

1. この選択約款は、ガス事業法第17条第7項の規定にもとづき、九州経済産業局長に届け出たものです。
2. 当社は、九州経済産業局長に届け出て、この選択約款を変更することがあります。この場合には、ガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

3. 用語の定義

1. 「家庭用空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、冷凍能力22.4 kW (6.4US.RT) 以下のガスエンジンヒートポンプ方式の機器およびガス吸収式の機器をいいます。
2. 「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
3. 「夏期」とは7月検針分（6月検針日の翌日から7月検針日まで）から9月使用分（8月検針日の翌日から9月検針日まで）までの3か月間をいい、「夏期を除く期間」とは10月使用分（9月検針日の翌日から10月検針日まで）から6月使用分（5月検針日の翌日から6月検針日まで）までの9か月間をいいます。
4. 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
5. 「単位料金」とは、9.に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
6. 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては8%といたします。

4. 適用条件

家庭用空調機器を専用住宅または併用住宅で使用する需要で、1需要場所におけるメーターの能力（一般ガス供給約款12.(7)なお書きの規定によりガスマーターを2個以上設置しているお客様についてはそのメーターの能力の合計とします。）が10立方

メートル以下であり、かつ、お客様がこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

1. この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
2. 申し込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。
3. 当社は、この選択約款にもとづいて契約をされたお客様で、その契約期間満了前に解約、または一般契約への変更をしたお客様が、同一需要場所でこの約款または他の選択約款による使用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日、または一般契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約、または一般契約への変更の場合はこの限りではありません（4.において同じ）。
4. 当社は、お客さまがこの契約の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の選択約款への変更が設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
5. 当社は、お客様が当社とのこの約款、一般契約または他の選択約款にもとづく料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この約款による使用の申し込みを承諾できないことがあります。
6. 当社は、お客様が当社とのこの約款にもとづく契約の料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、一般契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 契約期間

契約期間は次のとおりといたします。

1. 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
2. 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
3. 契約期間満了に先立って解約または契約種別の変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として1

2か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

7. 使用量の算定

使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスマーテーの読みにより算定いたします。

8. 料金

1. 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早取期間」といいます。）に行われる場合には、早取料金（消費税等相当額を含みます。）を、早取期間経過後に支払いが行われる場合には、早取料金を3パーセント割り増したもの（以下「遅取料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早取期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早取期間を延伸いたします。
2. 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は9.の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早取料金または遅取料金を算定いたします。

9. 単位料金の調整

1. 当社は、毎月、2.(2)により算定した平均原料価格が2.(1)に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早取料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(2)のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.084 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.084 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備 考) 上記1.の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下端

数は、切り捨て。

2. 1. に規定する基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

(1) 基準平均原料価格（トンあたり）

46, 100円

(2) 平均原料価格（トンあたり）

別表1の(2)に定められた各3ヵ月間における通関統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりのLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が73, 760円以上となった場合は、73, 760円といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりのLNG価格} \times 0.9541 \\ &\quad + \text{トン当たりのLPG価格} \times 0.0502 \end{aligned}$$

(備考)

トンあたりLNG平均価格およびLPG平均価格は、当社および営業所に掲示いたします。

(3) 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

10. その他

他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付則

1. 本供給約款の実施期日

本供給約款は、平成28年7月1日から実施いたします。

2. 本供給約款の実施に伴う切り替え措置

(1) 当社は、平成28年6月30日まで一般ガス供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）の適用があり、平成28年7月1日以降本供給約款が適用されるお客さまについて、平成28年7月1日が含まれる料金算定期間の早取料金は、次の算式により算定いたします。

(算式)

$$\text{早取料金} = \text{旧供給約款適用期間の早取料金} + \text{本供給約款適用期間の早取料金}$$

旧供給約款適用期間の早取料金（小数点以下の端数切り捨て）

$$= \text{旧供給約款の基本料金} \times D_1 / D + \text{旧供給約款の調整単位料金} \times V_1$$

本供給約款適用期間の早取料金（小数点以下の端数切り捨て）

$$= \text{本供給約款の基本料金} \times D_2 / D + \text{本供給約款の調整単位料金} \times V_2$$

(備考)

D = 料金算定期間の日数（ただし、本供給約款に定める22(6)の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が30日以下又は36日以上の場合は、基本料金按分の算定式のDを30とする。）

$D_1 = D$ のうち平成28年6月30日までの期間に属する日数

$D_2 = D$ のうち平成28年7月1日以降の期間に属する日数

V = 料金算定期間の使用量

$V_1 = \text{旧供給約款適用期間の使用量}$ （小数点第1位以下の端数切り捨て）

$$= V \times D_1 / D$$

$V_2 = \text{本供給約款適用期間の使用量}$

$$= V - V_1$$

(別表)

1. 早取料金の算定方法

(1) 早取料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金または9.の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

1. 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
2. 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
3. 料金算定期間の末日が3月1日から1月31日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
4. 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
5. 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
6. 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
7. 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
8. 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
9. 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

10. 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

11. 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

12. 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 調整単位料金を算定しなかった場合、夏期基準単位料金は、料金算定期間の末日が夏期に属する料金に適用し、夏期を除く期間の基準単位料金は、料金算定期間の末日が夏期を除く期間に属する料金に適用いたします。

(4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{①早収料金に含まれる消費税等相当額} = \text{早収料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

$$\text{②遅収料金に含まれる消費税等相当額} = \text{遅収料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 料金表（消費税相当額を含みます。）

1. 基本料金

1か月及びガスマーター1個につき	2,484.00円
------------------	-----------

2. 基準単位料金

1立方メートルにつき	夏期	夏期を除く期間
	94.18円	97.85円

3. 調整単位料金

2. の各基準単位料金をもとに9.の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。